

イ 通年方式 定額+ (新法の給料年額×率) = 年金額

定額部分の額及び組合員期間に対応する率

組合員期間	定 額	率	組合員期間	定 額	率	組合員期間	定 額	率
20年	582,036.00円	0.20	27年	785,748.60円	0.27	34年	989,461.20円	0.34
21	611,137.80	0.21	28	814,850.40	0.28	35	1,018,563.00	0.35
22	640,239.60	0.22	29	843,952.20	0.29	36	1,018,563.00	0.36
23	669,341.40	0.23	30	873,054.00	0.30	37	1,018,563.00	0.37
24	698,443.20	0.24	31	902,155.80	0.31	38	1,018,563.00	0.38
25	727,545.00	0.25	32	931,257.60	0.32	39	1,018,563.00	0.39
26	756,646.80	0.26	33	960,359.40	0.33	40	1,018,563.00	0.40

ただし、職員期間及び控除期間がある場合は、控除される。

$$\text{控除額} = (\text{定額} + \text{新法の給料年額} \times \text{率}) \times \frac{1}{\text{組合員期間}} \times \frac{45}{100} \times (\text{職員期間} \cdot \text{控除期間})$$

算定式Ⅱ 退職一時金等を受けた者の調整算定方式

退職年金算定の基礎となる期間に、一時恩給、退職一時金一等を受けている期間がある場合は調整が行われ、次の額が年金額から控除される。

ア 退職年金条例又は恩給法による一時金を受けたとき

$$(ア) \text{ 一時恩給の額} \times \frac{1}{\text{基礎在職年}} \times \frac{1}{2} \times (\text{基礎在職年} \times 2 - \text{再就職までの差月数}) \times \frac{1}{15}$$

$$(イ) \text{ 退職給与金} \times \frac{1}{15}$$

イ 旧長期組合員期間

- 20年まで 共済法の給料年額  $\times \frac{0.75}{100} \times \text{年数}$
- 20年を超えるとき 共済法の給料年額  $\times \frac{0.5}{100} \times \text{年数}$

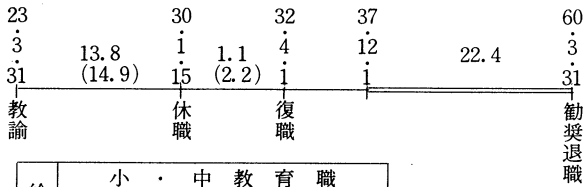
ウ 共済控除期間

- 20年まで 共済法の給料年額  $\times \frac{0.5}{120} \times \text{年数}$
- 20年を超えるとき 共済法の給料年額  $\times \frac{0.5}{180} \times \text{年数}$

エ 新法期間 給料年額  $\times \frac{1.4}{100} \times \text{年数}$

事例Ⅱ 退職年金額の算定事例

[B氏の例]



給料	小・中教育職		
	58. 10. 1	2—36	348,712円
59. 10. 1	2—37	352,560円	

ア 組合員期間

恩給公務員期間 13年8月 (14年9月—2年2月  $\times \frac{1}{2}$ )

新法期間 23年0月 (22年4月+8月)

イ 基礎給料年額

恩公期間 4,230,720円 (352,560円  $\times$  12月)

新法期間 4,207,632円 (348,712円  $\times$  6月 + 352,560円  $\times$  6月)

ウ 年金額の計算

(ア) 基本方式

$$\text{恩公期間} \quad 4,230,720 \text{円} \times \left(\frac{1}{51} \times 13 \text{年}\right) = 1,078,418 \text{円}^{82} \dots \text{㉑}$$

$$\text{新法期間} \quad 4,207,632 \text{円} \times \left(\frac{2}{100} \times 7 \text{年} + \frac{1.5}{100} \times 16 \text{年}\right) = 1,598,900 \text{円}^{16} \dots \text{㉒}$$

$$\text{㉑} + \text{㉒} = 2,677,318 \text{円}^{98} \dots \text{㉓}$$

(イ) 通年方式 1,018,563円 + 4,207,632円  $\times$  0.36 = 2,533,310円  $\dots$  ㉔

エ 年金額

$$\text{㉓} > \text{㉔} \Rightarrow \text{㉔} \text{円}^{98} > \text{㉓} \text{円} \text{であるので} \underline{2,677,300 \text{円}} \text{ (100円未満四捨五入)}$$

給料年額は、月額四十六万円を超える場合は、算定上四十六万円におさえられるので四十六万円  $\times$  十二か月  $\times$  〇・七で計算された三百八十六万四千円が理論上考えられる年金額の最高額である。

(40 + 1.5  $\times$  20年 = 70) / 100

② 最低保障額

(三) 減額退職年金

前述の算定方法により算定された退職年金の額が、七十七万四千円を下回る時は、七十七万四千円が最低保障額として支給される。なお、六十五歳以上の者の最低保障額は、八十三万五千円である。

(二) 算定事例

年金の基本事項及び退職年金の算定方法等について述べてきたが具体的事例を設定し退職年金額を算定してみることにする。事例Ⅱを参照されたい。

退職年金の受給資格  
退職年金の受給権を有する者で、支給開始年齢前に減額退職年金の受給を

退職年金の受給権を有する者が、退職年金の支給開始年齢に達する前に年金の受給を希望した場合に退職年金を減額して支給しようとするのが減額退職年金の制度である。この制度は、退職年金の支給停止を形式的な年齢要件のみで行うことは個々の人の現実の生活能力を考えれば必ずしも妥当なものとはいえないところから設けられたものである。